

東広島市空家対策事業費補助金の概要（R8年度版）

【空家住宅等改修支援事業】

東広島市空き家バンクなどにより、空家住宅等を購入又は賃借し、自らが居住するために必要なリフォーム工事を行う人に対して補助金を交付します。

補助対象：東広島市空き家バンクに利用者登録をした上で、空き家バンク等から空き家を購入又は賃借する人
※ リフォームを実施した住宅に3年以上居住すること。

対象経費：内外装、設備等の改修工事費、DIYリフォーム費用

補助金額：対象経費の1/3（上限50万円）、
人口減少地域については、最大30万円の上乗せ

本事業は【フラット35】**地域連携型**と連携しています。
詳しくは、住宅金融支援機構のフラット35のHPをご確認ください。



【空家住宅等家財撤去支援事業】

空き家に残置する家財道具等の処分をする人に対して補助金を交付します。

補助対象：次のいずれかに該当する方

- 空き家バンク等に登録・事前登録された空き家の所有者
- 東広島市空き家バンクに利用者登録をした上で、空き家バンク等から自ら居住する目的で空き家を購入又は賃借する人

対象経費：家財の収集、運搬、処分に係る費用
（なお、自ら収集又は運搬をする場合は、その人件費に相当するものを除く。）

補助金額：対象経費（上限10万円、延べ面積が100㎡を超える空き家は最大15万円）

○ 連絡先 〒739-8601
東広島市西条栄町8番29号 本館6階
東広島市 建設部 住宅課 計画調整係
電話：082-420-0946
ファックス：082-422-5010
メール：hgh200946@city.higashihiroshima.lg.jp

【人口減少地域移住等住宅改修支援事業】

子育て世帯や若年夫婦世帯が人口減少地域に移住等する目的で既存住宅等を改修する人に対して補助金を交付します。

補助対象：子育て世帯（18歳未満の子と同居）又は若年夫婦世帯（年齢の合計80歳以下）で、人口減少地域にいる親世帯と新たに同居をする方 又は 人口減少地域にある中古住宅を購入・相続して移住する方
※ リフォームを実施した住宅に5年以上居住すること。

対象経費：内外装、設備等の改修工事費

補助金額：対象経費の1/3（上限30万円）

【空家等再生・活用支援事業】

地域活性化のために、空き家を再生する人に対して補助金を交付します。

補助対象：空き家を地域の活性化のため、宿泊施設、交流施設、体験学習施設、文化施設等の用に供する目的で
10年以上活用する人

対象経費：空家等の取得（用地費を除く）、移転、増築、改築等に要する費用

補助金額：対象経費の2/3（上限300万円）
ただし、予算の範囲内で採択を受けた経費内とする。

【老朽危険空家住宅等解体除却事業】

老朽化して、そのまま放置すれば倒壊等により、周辺住民への危険となるおそれのある空き家を解体・除却する人に対して補助金を交付します。

補助対象：老朽危険空家住宅の所有者（法定相続人等を含む。）
※ 現地調査の結果、市が老朽危険空家と認めるもの。

対象経費：解体・除却工事費、処分手数料

補助金額：対象経費の1/3（上限50万円）

